

令和8年度相馬市一般廃棄物処理実施計画

1. 目的

この実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、一般廃棄物の処理に関する計画を単年度ごとに定めるものである。

2. 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 計画区域

相馬市全域

4. 廃棄物の処理量の推移

(1) ごみ及び資源物（粗大ごみを除く）

(t:トン)

年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源物 (集団回収を除く)	有害ごみ	資源物 (集団回収分)	合計
H30	11,606	899	1,181	15	304	13,400
R1	11,964	774	1,145	13	296	13,657
R2	11,590	882	1,135	14	278	13,295
R3	10,754	976	1,083	17	289	12,422
R4	11,667	1,367	1,131	15	272	13,572
R5	10,240	823	917	16	233	12,230
R6	9,701	663	849	13	229	11,455
R7(見込み)	9,220	650	798	12	216	10,896

(2) し尿・浄化槽汚泥

(t:トン)

年度	生し尿	浄化槽汚泥	合計
H30	2,708	8,515	11,223
R1	2,591	8,337	10,928
R2	2,619	8,424	11,043
R3	2,399	8,271	10,670
R4	1,814	8,655	10,469
R5	1,561	8,776	10,337
R6	1,438	8,690	10,128
R7(見込み)	1,313	8,200	9,513

5. 廃棄物処理の主体と処理方法

(1) 廃棄物処理の主体

廃棄物の種類	収集運搬	中間処理	最終処分
燃やすごみ	市（民間委託）	相馬方部衛生組合	市（埋立）
燃やさないごみ	事業系の場合は、直接 処理施設に搬入又は 許可業者に委託。	市（民間委託）	市（埋立）
資源物			業者引き渡し
有害ごみ			委託
し尿	許可業者	相馬方部衛生組合	脱水汚泥（資源化）
浄化槽汚泥			処理水（下水道放流）

(2) 処理方法

廃棄物の種類	処 理 方 法
燃やすごみ	相馬方部衛生組合 クリーンセンターで焼却。焼却灰は相馬市一般廃棄物埋立処分場（以下「処分場」という。）にて処理する。
燃やさないごみ	㈱相馬リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）にて選別後、プラスチック類はクリーンセンターにて焼却し、金属類は資源回収業者へ売却、残渣は処分場にて処理する。
資源物	紙類は直接㈱高良へ売却。 プラスチック製容器類、発泡スチロール製トレイ・プラスチック使用製品・ペットボトル・びん・缶類はリサイクルセンターで中間処理を行う。びんについては破碎処理を行い、それ以外は選別・圧縮処理を行う。中間処理後、プラスチック製容器類・プラスチック使用製品・ペットボトルについては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ、発泡スチロール製トレイ・びん・缶類は直接民間事業者へ引き渡す。
有害ごみ	公益社団法人全国都市清掃会議が指定する業者へ処分を委託する。
し尿	相馬方部衛生組合 衛生センターによる標準脱窒素処理。
浄化槽汚泥	

6. 廃棄物の排出抑制・再資源化計画

(1) 住民への普及・啓発活動

方策名	事業内容
①環境教育の推進	小・中学生及び一般市民を対象としたごみの出し方などに関する「出前講座」を活用し、多くの市民にごみの分別や収集・処理作業、これらにかかる経費などを認識してもらうことにより、市民一人一人の適切なごみの分別等の行動につなげる。
②広報誌等による啓発	市民が日頃からごみの分別方法や4R運動によるごみの減量化の取組について考える機会をつくるため、市の広報紙やSNS、ホームページ等を通じた啓発を行うほか、「ごみ収集カレンダー」や「分別ハンドブック」の配布を行う。
③ボランティア活動の支援	市民団体等が行うごみ拾いのボランティア活動に対して、ごみ袋の配布及び集めたごみの回収を支援し、地域美化・環境保護を図る。
④不法投棄対策	各地区に相馬市不法投棄監視員を委嘱し、監視員による定期的なパトロールを実施する。また、希望者に対し不法投棄防止用看板を提供し不法投棄の未然防止を図る。

(2) 排出抑制・再資源化推進制度

方策名	事業内容
①生ごみ処理機等設置奨励金	一般家庭から排出される生ごみ等の減量及び再資源化を目的として、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入設置者に対し奨励金を交付する。 (奨励金額) 購入価格の3分の2 ただし、 ・生ごみ処理容器：10,000円 ・生ごみ処理機：40,000円 を上限
②充電式電池及び衣類の拠点回収事業	一般家庭から排出される充電式電池及び衣類を再資源化のため、市役所や公民館窓口で拠点回収を行うもの。 (充電式電池) ・リサイクルマークのある充電式電池本体のみ ・膨張している、熱を持っているもの、充電池を取り外せない製品は回収不可 (衣類)

	<ul style="list-style-type: none">・対象衣類のみ（子ども服、コート、ジャケット、ジャンパー、ジャージ、ジーンズ、スーツ、スウェット、スカート、ズボン、セーター、短パン、Tシャツ、トレーナー、ブラウス、ポロシャツ）・濡れ、臭い、破損、汚れが酷く再利用できないものは回収不可。・ダンボール箱か袋に入れて、拠点回収窓口に持ってくる。
--	--

7. 収集運搬計画

(1) ごみ・資源物

ごみ収集カレンダーの指定日に、次表のとおり分別し、紙類・有害ごみ以外は相馬市指定袋にステーション番号と個人番号を記入し、朝8時30分までに利用者登録の「ごみステーション」に排出する。

紙類は種類ごとに分別し、ひもで結束して排出する。有害ごみは透明・半透明で中身が判別できる状態で排出する。

燃やすごみ	内 容	生ごみ、紙くず、紙おむつ、衣類・布製品、ぬいぐるみ、木材・剪定枝、ペット用砂	
	収集回数	週2回	
	収集方法	市指定袋（木材・剪定枝については、太さ5cm、30cm程度の長さに切断してひもで束ねて出す）による集積所（ステーション）方式	
燃やさないごみ	内 容	陶磁器・ガラスくず・鏡、ゴム製品、金属製品、小型の家電製品、焼却灰、エアゾール缶、ライター、燃やすごみや資源物ではないプラスチック使用製品	
	収集回数	月2回	
	収集方法	市指定袋による集積所（ステーション）方式	
資源物	ペットボトル	内 容	ペットボトル（ラベルとキャップは外して、ペットボトルとは別に、プラスチック容器とプラスチック使用製品、発泡トレイ・箱と一緒に袋で出す）
		収集回数	月2回
		収集方法	市指定袋（ペットボトルはペットボトルだけの袋にして出す）による集積所（ステーション）方式
	発泡トレイ・箱	内 容	発泡スチロール製トレイ・箱
		収集回数	月2回
		収集方法	市指定袋（プラスチック容器とプラスチック使用製品、発泡トレイ・箱は混入可）による集積所（ステーション）方式
	プラスチック製容器類	内 容	弁当容器、お惣菜容器、パック類、乳製品容器、嗜好品、調味料容器、保存容器、洗剤用容器など
		収集回数	月2回
		収集方法	市指定袋（プラスチック容器とプラスチック使用製品、発泡トレイ・箱は混入可）による集積所（ステーション）方式
	プラスチック	内 容	素材が100%プラスチックでできている製品で、1辺が30cm未満かつ素材の厚さが5mm未満のもの
		収集回数	月2回

	製品使用	収集方法	市指定袋（プラ容器とプラ使用製品、発泡トレイ・箱は混入可）による集積所（ステーション）方式
	缶類	内 容	アルミ缶、スチール缶
		収集回数	月2回
		収集方法	市指定袋（缶類とびん類は混入可）による集積所（ステーション）方式
	びん類	内 容	色分別なし
		収集回数	月2回
		収集方法	市指定袋（缶類とびん類は混入可）による集積所（ステーション）方式
	紙類	内 容	段ボール、新聞（折込広告含む）、雑紙、紙パック、紙製容器包装
		収集回数	月1回
		収集方法	種類ごとに分けてひもで十字結束による集積所（ステーション）方式
	有害ごみ	内 容	蛍光管、乾電池、水銀計（鉛・水銀等含有物）
		収集回数	年4回
収集方法		透明・半透明の袋による集積所（ステーション）方式	

※ごみステーションに出せないもの（市では収集しないもの）

- ・事業所からでる事業系廃棄物
- ・引越しなどにでる多量のごみ
- ・粗大ごみ（指定袋に入らない大きさのもの、自動車用タイヤ、自転車、家具類など）
- ・家電リサイクル法の対象品（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）
- ・処理困難物・危険物（農薬、化学薬品、消火器、ガスボンベ、オイル、ガソリン、灯油、小型充電式電池）
- ・農業用使用済みプラスチック・ビニールなど（プラスチック苗箱、肥料袋など）
- ・小型充電式電池・充電池が含まれた製品
- ・漁業用の漁網類（産業廃棄物扱い）
- ・飛散性のアスベストを使用した製品（電気火鉢付属の灰など）
- ・医療系廃棄物（家庭から排出される注射器などの感染性一般廃棄物、医療機関等から排出される血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はその恐れのある一般廃棄物）
- ・産業廃棄物

(2) し尿・浄化槽汚泥

種 類	収 集 方 法
し尿	設置者の依頼により、一般廃棄物収集運搬業（し尿）、浄化槽
浄化槽汚泥	清掃業の許可業者が収集

8. 処理施設

(1) 相馬方部衛生組合 光陽クリーンセンター

所在地	相馬市光陽三丁目2番17
処理方式	ストーカー式
炉形式	全連続燃焼式塵芥焼却炉
処理能力	43 t/日 (21.5 t/日×2基) 24時間連続稼働
供用開始年度	平成24年
自己搬入処理 手数料 (税込)	100 円/10 kg

(2) 相馬市一般廃棄物埋立処分場

所在地	相馬市磯部字四方柴地内
供用開始年度	昭和60年
埋立容量	289,900 m ³
処理対象廃棄物	焼却残渣(主灰)、焼却残渣(飛灰)、破碎ごみ・処理残渣
構造	準好気性埋立構造
浸出水の処理	凝集沈澱、微生物処理(脱窒なし)、砂ろ過、滅菌
自己搬入処理 手数料 (税込)	不燃物ごみ 110 円/50 kg 犬猫等の死体一件につき 550 円 あわせて処理する産業廃棄物 165 円/50 kg (10 円未満切捨)

(3) 株式会社相馬リサイクルセンター

所在地	相馬市光陽四丁目1-3
敷地面積	11,541 m ²
供用開始年度	平成12年(資源ごみ)、平成24年(不燃ごみ、粗大ごみ)
処理能力	9.0t/日(資源ごみ4.5t/日、不燃ごみ・粗大ごみ4.5t/日)
処理対象物	スチール缶、アルミ缶、びん、ペットボトル、発泡スチロール、プラスチック製容器類、不燃ごみ、粗大ごみ他
自己搬入処理 手数料 (税別)	びん 15 円/kg、缶 5 円/kg、ペットボトル 5 円/kg、びん缶ペ ットボトル混在 15 円/kg 発泡スチロール 350 円/kg、不燃ごみ、粗大ごみは種類により 個別設定。

(4) 株式会社高良 相馬営業所

所在地	相馬市新沼字大迎201
開設日	平成11年
処理対象物	古紙全般・古着他

(5) 有明興業マテリアルズ株式会社

所在地	相馬市光陽一丁目2-23
開設日	令和5年
処理対象物	鉄くず類

(6) 相馬方部衛生組合 衛生センター（し尿・浄化槽汚泥）

所在地	相馬市光陽四丁目2-1	
処理方法	し尿処理	標準脱窒素処理
	汚泥処理	堆肥化处理
処理能力	48 t/日	
供用開始年度	平成13年	

9. 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可計画

相馬市における一般廃棄物処理業の許可に関する計画は、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可

既存許可業者の能力及び実績並びに市内における今後の一般廃棄物の排出量の推移などを総合的に勘案すると、現状の体制で今後とも適正に収集運搬できるものと考えられ、また、環境保全上の観点からも、適法な収集運搬業務を安定的に実施できる体制を維持することが必要と考えられることから、新規許可申請については次のとおり処理する。

ア 既存の許可業者等によって一般廃棄物の適正な収集及び運搬が行われていることから、新たな法令等の整備により必要が生じた場合や、既存許可業者の能力では対応できない品目の収集運搬の場合等であって、許可申請業者が、法、相馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和60年相馬市条例第2号）その他の関係法令を熟知し、当該一般廃棄物を適正に処理する能力を有する等、法第7条第5項各号に適合していると認められるときで、かつ、具体的な内容のある事業計画書を許可申請書に添付できる場合に限り許可する。

イ 上記アにかかわらず、処分業と併せて、広域連携による処理に伴い収集運搬業を行う場合にあっては、内容に応じ許可の可否を判断する。

(2) 一般廃棄物処分業の許可

新規の許可申請については、次に掲げる事項を全て満たす場合に限り許可する。

- ① ごみの減量化又は資源化を図るものであること。
- ② 許可申請が法第7条第10項各号に適合しており、適正に処理することが確実であること。
- ③ 事業内容が、相馬市水道水源保護条例（平成16年相馬市条例第1号）その他関係法令と整合していること。
- ④ 土地利用計画と整合し、周辺環境への悪影響が無く、地元住民との調整が整っていると認められること。

(3) 許可の更新

許可の更新に際しては、法や条例等で定められた義務（受入基準並びに施設及び車両等の管理基準の遵守、実績報告書の提出など）を順守していることを基本的な条件とする。また、許可期間内に定期的な処理実績があり、今後も定期的な処理が見込める場合とする。